

マイナンバーカード出張申請受付窓口実施について

1. 目的

宇和島市内に事業所等を置く企業及び団体（以下「団体等」という。）に所属する宇和島市に住民登録のある者がマイナンバーカードの交付申請を円滑に行えるように、希望する団体等において、宇和島市がマイナンバーカード出張申請受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、マイナンバーカードの普及促進を図るもの。

2. 対象となる団体等

- ・宇和島市内に事業所、事務所等を置く企業等、団体等
- ・宇和島市内の地域団体（自治会、協議会、学校、施設、各種サークル活動団体等）

※ただし、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

3. 受付窓口実施内容

マイナンバーカードの交付申請に伴う写真撮影（無料）や申請書作成の補助

4. 受付窓口設置の申込方法

（1）申込書による申込み

設置を希望する団体等は「【別紙 1】マイナンバーカード出張申請受付申込書」に必要事項を記入し提出する。

① 提出先

宇和島市役所 市民環境部 市民課 窓口係
〒798-8601 宇和島市曙町1番地
電話番号：0895-49-7075 FAX：0895-24-1122
メール：shimin@city.uwajima.lg.jp

② 提出期間

設置希望日の15日前まで

③ 提出方法

FAX・メール・郵送等

（2）ロゴフォームによる申込み

5. 受付窓口の設置

(1) 「4. 受付窓口設置の申込方法」での申込書を受領後、団体等と内容確認及び日程調整を行う。

① 指定会場

団体等が受付窓口用に提供した場所

② 訪問日時

市役所開庁日(土曜日、日曜日を除く)の 9時から 16時 30分のうち、団体等と宇和島市で調整した日

(2) 団体等の役割

① 受付窓口の設置場所の無償提供

② 受付窓口の設置に必要な机、いす等備品の無償貸出

③ 受付窓口の設置に必要な電源の無償提供

④ 団体等に所属する宇和島市民等への周知

⑤ 「【別紙 2】(企業) マイナンバーカード出張申請受付申請者一覧」を実施予定日の 5 日前までに提出

6. マイナンバーカードの交付申請

(1) 交付申請をすることができるのは下記の①から⑤にすべて該当する者とする。

① 申請者本人が宇和島市民であること。

② マイナンバーカードを取得済み、または交付申請を行っていないこと。

③ 申請者本人が交付申請に来ることができること。

(15 歳未満の方、成年被後見人の方は法定代理人と同席)

(2) 本人確認書類 (原本) は下記の①から②のうち 2 点

① 運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、在留カードなど

② 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、社員証など

(3) 通知カード、住民基本台帳カードを持参すること (持っている方のみ)

(4) 申請後約 1 ヶ月でマイナンバーカードを申請者の自宅へ郵送 (「本人限定受取郵便」もしくは「簡易書留郵便」)

ただし、(2) および (3) が揃わない場合は郵送できない場合がある。

7. その他

その他、記載していないことについては、宇和島市と団体等で協議する。